

京丹波町子育て世帯住宅リフォーム支援事業補助金交付制度

この事業は、「京都府結婚・子育て応援住宅総合支援事業費補助金」を活用し、京都府との協働で実施するものです。

1 補助の目的

子育て世帯の経済的負担の軽減および住環境の向上、三世帯同居・近居による世代間支援の促進を図るため、子育てのための住宅リフォーム工事を行う世帯に対して、「京丹波町子育て世帯住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内において補助を行います。

2 補助対象者（申請者）

京丹波町に住所があり、次のすべてに該当する人が対象です。

※ 交付申請時に京丹波町に住所のない人は、別途「転入に関する誓約書」の提出と年度内に転入することが条件となります。

- (1) 子どもが3人以上おられる世帯（多子世帯）、または三世帯同居・近居世帯の構成員であって、町内に建築された住宅の所有者（または、所有者に準じる人）。
- (2) 住宅リフォーム工事を京丹波町内の業者（京丹波町内に本社・本店があり、住宅リフォーム工事を業としている事業者）に依頼して行う人。
- (3) 町税等の滞納のない世帯に属している人。

※三世帯同居・近居による申請の場合は、その三世帯の世帯員に滞納がないこと。府税については、対象者全員分の納税証明書を南丹広域振興局にて請求し、提出していただく必要があります。（1通あたり400円の手数料が必要です。また、本人以外の証明書の発行については委任状が必要な場合があります。）

- (4) 子どもの親権者の年収の合算額が750万円未満の人。

【この制度中の用語説明】

- 「子ども」…18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、妊娠中の子も含みます。
- 「多子世帯」…3人以上の子どもが属する世帯をいいます。
- 「三世帯同居」…子ども、親又は祖父母等が住所変更を行い、三世帯が新たに同一の住宅に居住すること。
- 「三世帯近居」…子ども、親又は祖父母等が住所変更を行い、以下のいずれかに該当すること。
 - ア 子ども、親又は祖父母等が、それぞれの住宅の間の直線距離2km以内に居住すること。
 - イ 住所変更前において異なる市町村に居住する子ども、親又は祖父母等が町内に居住すること。

3 補助対象工事

次のすべてに該当する住宅リフォーム工事が補助対象です。

※新築工事、他の制度の補助等の対象となる工事は対象外です。

- (1) 対象者が自ら居住する住宅の工事で、子育てのため、または三世帯同居・近居のために必要と認められる工事。
（外構工事、雨漏修繕、設備機器のみの設置などは対象外です。）



- (2) 対象となる工事の費用が10万円以上の工事。
- (3) 交付申請をする年度の3月1日までに完了する工事。

4 補助金の交付額

補助対象工事費の2分の1（限度額100万円）＊千円未満の端数切捨
※補助金は交付額を確定した後、申請者の指定する口座に振り込みます。
※同一申請者に係る世帯について1回限り対象となります。

5 募集期間

令和3年度の募集期間は次のとおりです。ただし、募集期間中においても、予算額に達した時点で募集を終了します。あらかじめご了承ください。

令和3年4月19日（月）から令和3年9月30日（木）まで

6 申請手続き

補助金の交付申請から交付（支払い）までの手続きの流れは次のとおりです。
注）必ず工事着工前に交付申請をしてください。

「1 交付申請」→「2 交付決定」→「3 工事着工」→「4 工事完了」
「5 実績報告」→「6 補助金額確定」→「7 請求」→「8 補助金交付」
※「3 工事着工」後、事情により必要な場合は変更申請をしてください。

7 問い合わせ先（申請先）

京丹波町こども未来課（京丹波町健康管理センター内）
電話：0771-82-1394 F A X：0771-82-2730
〒622-0213 京都府船井郡京丹波町須知鍋倉1番地1

- <子育てのための住宅リフォーム工事の一例>
- 子ども部屋を増やすため、子ども部屋の間取りを変更したい・・・
→子ども部屋の間取りの変更工事
 - 子どもが使いやすいよう、トイレを和式から洋式に変えたい・・・
→便所の改修工事
 - 子ども部屋の内装をきれいにしたい・・・
→子ども部屋の内装工事
 - 家事の時間を短縮できるようにシステムキッチンに改修して、子どもと接する時間を増やしたい・・・
→システムキッチン改修工事 など

